

第3章 人権施策の推進

【基本的な視点】

- 人権尊重の視点に立った施策の推進
- 市民が主役となる施策の推進
- 「いのち」をつなぐ環境づくり

2 人権施策を推進するための取組み

(1) 行政総体で取り組む「人権文化のまちづくり」

すべての施策が人権にかかわる施策であることを踏まえ、「人権文化のまちづくり」を特定の部局に限った取組みとせず、すべての部局で推進します。

〈施策の方向性〉

- 全庁的に取り組むための「北九州市人権施策推進本部」の運営
- 市が策定するすべての計画における、本指針の「理念」や「基本的な視点」の尊重
- 市民、地域、企業等と北九州市とが連携、協働した取組みの推進

①推進のための取組み																							
第3章 2-(1) 行政総体で取り組む「人権文化のまちづくり」																							
②施策の方向性																							
全庁的に取り組むための「北九州市人権施策推進本部」の運営																							
③事業名	④実施期間	⑤所管局																					
北九州市人権施策推進本部の運営	平成18年度～	保健福祉局																					
⑥事業・取組みの内容																							
<p>すべての部局が相互に緊密な連携・協力を図りながら「人権文化のまちづくり」に向けて総合的かつ効果的に施策を推進するため、市長を本部長とした全庁的組織「北九州市人権施策推進本部」を設置した。また本部会議の円滑な運営に資するため、すべての部局の総務担当課長等により構成される幹事会を設置。設置後は、必要に応じ幹事会を開き、人権行政指針を踏まえた施策の進捗状況について協議する。</p>																							
⑦令和3年度までの実施状況																							
<p>平成19年1月に北九州市人権推進本部及び課長級職員による幹事会を設置した。これまでに、幹事会を12回開催し、北九州市人権行政指針を踏まえた施策の推進状況等について協議を行った。</p> <p>平成20年度からは、「北九州市人権行政指針関係事業の概要」を毎年度作成。各部局において人権行政指針の施策の方向性に沿って事業が行われているかを評価し、課題と計画とともに公表している。</p> <p>令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本部会議・幹事会ともに対面で開催はできなかったが、同年に第2次改訂を行った「北九州市人権行政指針」と調査を実施した「第10次人権問題に関する市民意識調査報告書」を配布し、情報共有するとともに、それぞれの施策の中で個別の人権課題に役立ててもらおうよう周知した。</p> <p>また、令和3年度も前年度に引き続き、書面での開催とし、「北九州市パートナーシップ宣誓制度」の「鹿児島市との都市間相互利用の開始とそれに伴った対象者要件の緩和（R4.2.1から実施）」について周知した。</p>																							
<p style="text-align: center;">【開催回数】 (単位:回)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部会議</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>幹事会</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>				H29	H30	R1	R2	R3	計	本部会議	0	1	0	0	0	1	幹事会	1	2	1	0	1	5
	H29	H30	R1	R2	R3	計																	
本部会議	0	1	0	0	0	1																	
幹事会	1	2	1	0	1	5																	
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由																							
評 価	<p>概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり</p>																						
	<p>全庁的に人権施策を推進するための組織として人権施策推進本部及び幹事会の設置は完了した。また、この幹事会を通して「北九州市人権行政指針関係事業の概要」を作成することにより、各部局が「北九州市人権行政指針」に沿って事業を推進し、全庁的に「人権文化のまちづくり」を推進するための意識付けをすることができた。</p>																						
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し																							
<p>今後もこの組織を活用し「北九州市人権行政指針関係事業の概要」の作成などを通し、「人権行政指針」をふまえた人権施策に行政総体で取り組む。</p>																							
⑩令和4年度以降の実施計画																							
<p>従来からの取り組みに加え、人権施策推進本部の幹事会において、個別の人権課題について情報を共有し、研修を実施するなど、人権施策推進本部の幹事会を有効に活用していく。</p>																							

①推進のための取組み		
第3章 2-(1) 行政総体で取り組む「人権文化のまちづくり」		
②施策の方向性		
市が策定するすべての計画における、本指針の「理念」や「基本的な視点」の尊重		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
第2次北九州市いきいき長寿プラン	令和3年度～ 令和5年度	保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
<p>この計画は「元気発進！北九州」プランの分野別計画と位置づけられ、高齢期に至っても安心して過ごせるような地域の仕組みづくりを進めるとともに、年齢に関わらず、意欲・能力をいかし、生涯現役で社会の主力になる環境づくりに取り組むもの。</p> <p>※本計画は介護保険法に規定されている「介護保険事業計画」及び老人福祉法に規定されている「老人福祉計画」、「北九州市オレンジプラン」、「北九州市成年後見制度利用促進計画」を包含している。</p>		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>〔平成29年度〕 第四次高齢者支援計画の関係各課の進捗状況を把握するとともに、「北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議」を開催（調整会議：3回、分野別会議：18回）し、構成員相互の意見・情報の交換を通して幅広い意見を聞きながら、北九州市いきいき長寿プラン（計画期間：平成30年度～令和2年度）を策定した。</p> <p>〔平成30年度〕 第四次高齢者支援計画の関係各課の進捗状況を把握するとともに、「北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議」を開催した。（分野別会議：9回）</p> <p>〔令和元年度〕 いきいき長寿プランの関係各課の進捗を把握するとともに、「北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議」を開催した。（分野別会議：10回）</p> <p>〔令和2年度〕 いきいき長寿プランの関係各課の進捗状況を把握するとともに、「北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議」を開催（調整会議：2回、分野別会議：14回）し、構成員相互の意見・情報の交換を通して幅広い意見を聞きながら、第2次北九州市いきいき長寿プラン（計画期間：令和3年度～令和5年度）を策定した。</p> <p>〔令和3年度〕 いきいき長寿プランの関係各課の進捗を把握するとともに、「北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議」を開催した。（分野別会議：9回）</p>		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価	<p>概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり</p> <p>計画策定にあたっては、高齢者等実態調査を実施し、高齢者等のニーズや実態を計画に反映させた。また、北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議を開催し、議論を重ねていくことで、幅広い分野から多様な意見を聴取することができた。</p> <p>計画の推進にあたり、権利擁護、虐待防止や総合的な認知症対策を行うことで、高齢者の尊厳の確保に取り組んでいる。</p>	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>第2次北九州市いきいき長寿プランにおいて、引き続き権利擁護、虐待防止や総合的な認知症対策を盛り込み、高齢者の尊厳の確保に取り組むもの。</p>		
⑩令和4年度以降の実施計画		
北九州市いきいき長寿プランの推進、高齢者等実態調査		

①推進のための取組み		
第3章 2-(1) 行政総体で取り組む「人権文化のまちづくり」		
②施策の方向性		
市が策定するすべての計画における、本指針の「理念」や「基本的な視点」の尊重		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
「北九州市の地域福祉計画」の推進	平成23年度～	保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
<p>本市の地域福祉計画である「北九州市の地域福祉」の推進を図るため、市民や関係団体、事業者等に広く計画内容の普及・啓発を行う。</p>		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>平成23年2月に策定された本市の地域福祉計画である「北九州市の地域福祉2011～2020」及び、計画終了年度までに充実強化すべき取り組みや主体ごとの役割等についてとりまとめ、平成29年6月に策定した「北九州市の地域福祉2011～2020 中間見直し強化プラン」について、関係者の会議等での説明や出前講演を行い、市民等の理解促進に努めてきた。</p> <p>また、令和3年度以降の計画を策定するため4回の懇話会を開催、12月18日～1月18日の期間でパブコメを実施し、「北九州市の地域福祉2021～2025」を令和3年3月に策定した。</p> <p>策定後は、関係者の会議等での説明や出前講演を行い、市民等の理解促進に努めている。</p>		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	<p>来るべき超高齢社会を見据えた地域における互助機能の強化や生活支援体制の整備など、計画最終年度までの間に充実・強化すべき取り組みの方向性や、主体ごとの役割について、中間見直し強化プランとして取りまとめた。</p> <p>このプランの理念を踏まえ、高齢者支援計画や障害者支援計画の見直し作業が行われた。</p>	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>「北九州市の地域福祉」は、従来の行政計画とは異なり、地域すべての人と行政が一体となって地域福祉の推進に取り組むための共通指針として位置づけられている。</p> <p>そのため、今後、同計画を推進するためには、市民や関係団体、事業者等に広く計画の内容を普及・啓発し、地域福祉の重要性の理解を促すことが必要であるため、様々な機会を利用して計画内容の普及・啓発を行うとともに、次期計画「北九州市の地域福祉計画2021～2025」に掲げた目標の実現に向け、取り組みを進めていく。</p>		
⑩令和4年度以降の実施計画		
<p>次期計画として「北九州市の地域福祉計画2021～2025」を策定しており、【基本目標1】支え合いの気持ちを育もうを実現するための取組みの一つに、「地域で暮らす、すべての人の人権の尊重」を掲げている。関係各課と連携しつつ、取り組みを進めていく。</p>		

①推進のための取組み		
第3章 2-(1) 行政総体で取り組む「人権文化のまちづくり」		
②施策の方向性		
市が策定するすべての計画における、本指針の「理念」や「基本的な視点」の尊重		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
北九州市障害者支援計画	平成30年度～令和5年度	保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
<p>障害の有無にかかわらず、すべての市民が、互いの人格や個性を尊重し合いながら、安心していきいきと暮らすことのできる共生のまちづくりを基本理念とし、障害があっても一人の市民として、自分らしく生活できる地域社会の実現を目指し、平成30年2月に北九州市障害者支援計画を策定した。</p> <p>この計画は、本市の障害者施策の方向を定める「障害者計画（平成30年度～令和5年度）」と障害福祉サービスの見込み量や提供体制の確保等を定める「第6期障害福祉計画（令和3年度～令和5年度）」、障害児支援の提供体制の整備等を規定した「第2期障害児福祉計画（令和3年度～令和5年度）」を包含したものとなっている。</p>		
⑦令和3年度までの実施状況		
平成18年 3月	北九州市障害者支援計画策定	
平成19年 11月	北九州市障害者支援計画実施計画策定	
平成20年 8月	北九州市障害児（者）実態調査実施	
平成21年 3月	北九州市障害者支援計画実施計画（拡充版）策定	
平成22年 10月	北九州市障害者支援計画の計画期間延長	
平成23年 6月	北九州市障害児・者等実態調査実施	
平成24年 2月	北九州市障害者支援計画（平成24年度～29年度）策定	
平成27年 3月	北九州市障害者支援計画（拡充版）策定	
平成28年 10月	北九州市障害児・者等実態調査実施	
平成30年 2月	北九州市障害者支援計画（平成30年度～令和4年度）策定	
令和 2年 9月	北九州市障害福祉サービス等ニーズ把握調査実施	
令和 3年 8月	北九州市障害者支援計画の計画期間延長	
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価	<p>平成30年2月に「北九州市障害者支援計画」を策定した。</p> <p>本計画策定にあたっては、当事者や関係団体との協議、障害のある方を対象とした実態調査の実施、障害者団体への計画（素案）説明会及び有識者による（次期）北九州市障害者支援計画のあり方懇話会を開催し、幅広い分野から多様な意見を聴取することで、障害のある人のニーズや実態を計画に反映することができた。</p> <p>令和2年度に「第5期北九州市障害福祉計画」及び「第1期障害児福祉計画」が終了することから、次期計画策定のため、生活実態やサービス利用状況等について把握するための「北九州市障害福祉サービス等ニーズ把握調査」を令和2年9月に実施し、「北九州市障害者計画」と一体的に推進するため、「北九州市障害者計画」の計画期間を令和5年度まで延長した。</p>	
概ね指針どおり		
一部課題あり		
課題あり		
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>障害者を取り巻く環境や国の動向、他都市の状況などを踏まえながら、障害のある方や障害者団体等とも十分な意見交換を進めながら、「北九州市障害者支援計画（平成30年度～令和5年度）」を着実に実施する。</p>		
⑩令和4年度以降の実施計画		
「北九州市障害者支援計画（平成30年度～令和5年度）」		

①推進のための取組み		
第3章 2-(1) 行政総体で取り組む「人権文化のまちづくり」		
②施策の方向性		
市が策定するすべての計画における、本指針の「理念」や「基本的な視点」の尊重		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
北九州市基本構想・基本計画の推進	平成20年度～	企画調整局
⑥事業・取組みの内容		
<p>「人と文化を育み、世界につながる、環境と技術のまち」をまちづくりの目標に掲げる北九州市基本構想・基本計画「元気発進！北九州」プランを着実に推進するため、進捗管理や広報業務を行う。</p>		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>平成19年度後半より市民委員を含む北九州市基本構想審議会を開催し、平成20年度はタウンミーティングやシンポジウムの実施、パブリックコメントの募集等を通じて議論を進めた。加えて意見提案箱の設置、懸賞論文の募集なども行い、幅広い市民の意見が反映されるよう努め、平成20年12月に基本構想・基本計画を策定した。</p> <p>基本構想・基本計画には、すべての市民が人権を尊重され、自分らしく暮せるまちづくりを進めるための取組みの方針として主要施策を盛り込んだ。</p> <p>平成21年度から実質的にスタートし、それぞれの政策は概ね順調に進捗している。</p> <p>また、昨今の社会経済情勢の変化やこれまでの各種進捗状況を踏まえた今後の対応等に反映させるべく、平成25年12月に北九州市基本計画を変更した。</p>		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
<p>概ね指針どおり</p> <p>一部課題あり</p> <p>課題あり</p>	<p>基本構想、基本計画の目指すまちづくりの中に全ての市民が人権を尊重される「人権文化のまちづくり」を推進する取組みを主要施策として盛り込み、概ね順調に進捗している。</p>	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>今後も着実に推進していく。</p>		
⑩令和4年度以降の実施計画		
<p>継続実施</p>		

①推進のための取組み		
第3章 2-(1) 行政総体で取り組む「人権文化のまちづくり」		
②施策の方向性		
市が策定するすべての計画における、本指針の「理念」や「基本的な視点」の尊重		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
元気発進！子どもプラン（第3次計画）（北九州市次世代育成行動計画・北九州市子ども・子育て支援事業計画）【令和2～6年度】の推進	令和2年度～令和6年度	子ども家庭局
⑥事業・取組みの内容		
<p>子どもの健全育成や子育て支援をより効果的なものにするため、これまでの取り組みや評価をはじめ、子どもや子育ての現状・課題、社会経済や国の動向等を踏まえ、取り組みを総合的、体系的に整理した「元気発進！子どもプラン（第3次計画）（北九州市次世代育成行動計画・北九州市子ども・子育て支援事業計画）【令和2～6年度】」を令和2年度よりスタートした。</p> <p>この計画に基づき、基本理念『子どもたちの未来を育み、みんなの笑顔があふれるまち北九州～「子育て日本一を実感できるまち」の実現を目指して～』の実現に向け、子育て支援策を推進していく。</p>		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>元気発進！子どもプラン（第2次計画）【平成27～令和元年度】の推進、点検・評価 元気発進！子どもプラン（第3次計画）【令和2～6年度】の策定</p> <p>【平成27年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「北九州市子ども子育て会議」の開催（7月～3月・全3回） <p>【平成28年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「北九州市子ども子育て会議」の開催（5月～8月・全2回） <p>【平成29年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「北九州市子ども子育て会議」の開催（7月・全1回） <p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「北九州市子ども子育て会議」の開催（8月～3月・全5回） ・北九州市子ども・子育てに関する市民アンケート調査（12月） <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「北九州市子ども子育て会議」の開催（7月～11月・全3回） <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「北九州市子ども子育て会議」の開催（7月～3月・全2回） <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「北九州市子ども子育て会議」の開催（8月・全1回） 		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価	<p>平成27～令和元年度の第2次計画では、「子どもが主体の視点」「全ての子どもと家庭を支える視点」「子どもの成長と次代の親づくりの視点」「親としての成長を支える視点」「地域社会全体で支援する視点」に立って策定し、計画の推進に取り組んだ。</p> <p>令和2～6年度の第3次計画では、「子どもが主体であり、子どもの権利を大切に」「すべての子どもと家庭を支える」「子どもの成長と子育てを切れ目なく支える」「地域社会全体で見守りを支える」という視点に立って策定し、計画の推進に取り組んでいる。</p>	
概ね指針どおり		
一部課題あり		
課題あり		
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>「元気発進！子どもプラン（第2次計画）」の終了に伴い新たに策定した「元気発進！子どもプラン（第3次計画）」においては、特に重視する取り組みの視点として「子どもが主体であり、子どもの権利を大切に」する視点を掲げ、子どもの権利条約に掲げる4つの権利（1. 生きる権利、2. 育つ権利、3. 守られる権利、4. 参加する権利）などの子どもの権利を擁護し、子どもの利益を最大限に尊重していくことを明記している。この視点を踏まえ、計画の推進に取り組んでいく。</p>		
⑩令和4年度以降の実実施計画		
<ul style="list-style-type: none"> ・「元気発進！子どもプラン（第3次計画）」に基づく取り組みの推進にあたっての意見・情報交換、進捗管理（点検・評価）等 		

①推進のための取組み		
第3章 2-(1) 行政総体で取り組む「人権文化のまちづくり」		
②施策の方向性		
市が策定するすべての計画における、本指針の「理念」や「基本的な視点」の尊重		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
北九州市男女共同参画基本計画	(第2次)平成21年度～平成25年度 (第3次)平成26年度～平成30年度 (第4次)令和元年度～令和5年度	総務局
⑥事業・取組みの内容		
男女がともに人権を尊重される男女共同参画社会の実現を目指し、そのための施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的とする。		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>平成28年 1月 北九州市男女共同参画基本計画（第3次）の平成26年度の実施状況について、「北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例」に定める報告書を作成した。</p> <p>平成29年 2月 北九州市男女共同参画基本計画（第3次）の平成27年度の実施状況について、「北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例」に定める報告書を作成した。</p> <p>平成30年 2月 北九州市男女共同参画基本計画（第3次）の平成28年度の実施状況について、「北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例」に定める報告書を作成した。</p> <p>平成30年 5月 第4次北九州市男女共同参画基本計画の策定にあたっての基本的事項について、北九州市男女共同参画審議会に諮問し、計画策定に着手した。</p> <p>平成30年11月 北九州市男女共同参画審議会から「北九州市男女共同参画基本計画（第4次）」の策定について答申を受ける。</p> <p>平成30年11月 北九州市男女共同参画基本計画（第3次）の平成29年度の実施状況について、「北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例」に定める報告書を作成した。</p> <p>令和元年 6月 「北九州市男女共同参画基本計画（第4次）」を策定した。</p> <p>令和 2年 3月 北九州市男女共同参画基本計画（第3次）の平成30年度の実施状況について、「北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例」に定める報告書を作成した。</p> <p>令和 3年 3月 北九州市男女共同参画基本計画（第4次）の令和元年度の実施状況について、「北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例」に定める報告書を作成した。</p> <p>令和 4年 3月 北九州市男女共同参画基本計画（第4次）の令和2年度の実施状況について、「北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例」に定める報告書を作成した。</p>		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価	<p>概ね指針どおり</p> <p>一部課題あり</p> <p>課題あり</p>	
	<p>平成29年度に実施した「男女共同参画社会に関する調査」の結果で、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に肯定的な人の割合が、前回（平成23年度）の38.7%から26.7%と12.0ポイント減少した。また、男性は肯定は32.1%に対し否定は63.5%となり、初めて男性も否定的な人の割合が半数を上回り、性別による固定的役割分担意識は順調に改善されている。男女がともに人権を尊重される男女共同参画社会の実現を目指して、さまざまな事業を行ってきた結果であると思われる。</p>	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>今後とも、男女の人権が尊重され、男女が性別にかかわらず社会のあらゆる分野に共に参画し、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指し、「第4次北九州市男女共同参画基本計画」に基づき、計画にそったさまざまな事業に着実に取り組んでいく。</p>		
⑩令和4年度以降の実実施計画		
<p>令和4年度 第4次北九州市男女共同参画基本計画の実施状況報告書作成 男女共同参画に関する市民意識調査の実施</p>		

①推進のための取組み		
第3章 2-(1) 行政総体で取り組む「人権文化のまちづくり」		
②施策の方向性		
市が策定するすべての計画における、本指針の「理念」や「基本的な視点」の尊重		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
北九州市自治基本条例の推進	平成22年度～	総務局
⑥事業・取組みの内容		
<p>本市のまちづくりの基本ルールである北九州市自治基本条例の意義や理念などを、多くの市民に知ってもらうため周知を行う。また、市政運営を担う市職員が条例に対する理解を深め、「情報共有」や「市民参画」等の取り組みを推進するため、職員に対する研修などを行う。</p>		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>平成22年10月 条例施行 【啓発】 平成22年度～ パンフレット・逐条解説書等の作成・配付、出前講演の実施 平成24年度～ 中学3年生向け副読本の作成・配付 平成27年度～ 市民参画パンフレットの作成・配布、自治フォーラムの開催 平成28年度～ 北九州市立大学入学説明会での講演</p> <p>【職員向け研修】 平成22年度 全幹部職員研修 平成23年度～ 新採研修、新任市民センター館長研修 平成27年度～ 希望職員を対象としたライフプランセミナーでの研修</p> <p>【その他】 平成26年度 付属機関「北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会」の設置、市長への答申 令和元年度 付属機関「北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会」の設置、市長への答申</p>		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価	<p>北九州市自治基本条例は、市民を主体にした自治（市民自治）の確立に寄与することを目的として制定された。 第4条では、「自分たちのまちのことは、自分たちで考え、決定していくこと」を基本理念とすると同時に、その推進にあたっては、「人が大切にされるまちの実現」を旨として行うべきことを定めている。 また、第6条では「市民の権利」として「市民は人として等しく尊重され、幸福な生活を追及する権利を有する」とともに、第8条「市民の責務」で、「市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、人が大切にされるまちを実現するため、互いの人権を尊重するもの」としている。 このように自治基本条例は、「人権行政指針」の趣旨を踏まえて制定されており、本条例に対する市民や市職員等の理解を深めるため、パンフレットの配布や各種研修の実施等、様々な機会を捉えて継続的な普及啓発を行った。</p>	
概ね指針どおり		
一部課題あり		
課題あり		
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>今後も、本条例に対する市民や市職員等の理解を深めるため、パンフレットの作成・配布や出前講演・各種研修の実施等、啓発に向けたより一層の取り組みを推進する。</p>		
⑩令和4年度以降の実実施計画		
<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット、逐条解説書、中学3年生向け副読本等の作成・配付 ・出前講演の実施 ・北九州市立大学入学説明会での講演 ・新採研修、新任市民センター館長研修、ライフプランセミナー等での研修の実施 ・自治フォーラムの開催 ・北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会の開催（5年おき） 		

①推進のための取組み		
第3章 2-(1) 行政総体で取り組む「人権文化のまちづくり」		
②施策の方向性		
市が策定するすべての計画における、本指針の「理念」や「基本的な視点」の尊重		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
北九州市地域防災計画	昭和40年～	危機管理室
⑥事業・取組みの内容		
<p>市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法第42条の規定に基づき、北九州市防災会議が本市の地域にかかわる災害の対策について、災害の予防、災害応急対策及び災害復旧・復興についての事項を定め、防災活動を総合的、かつ効果的に実施することにより、防災の万全を期するとともに、社会秩序の維持及び公共福祉の確保に資することを目的としている。</p>		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>昭和40年の計画策定以降、定期的に修正を行っており、東日本大震災を契機に平成24年に行った「北九州市地域防災計画見直し検討会」での結果を受け、</p> <p>(1) 想定を超える災害に対する「減災」対策の推進 (2) 多様な主体が協働を図りながら防災対策に取り組む地域社会の推進 (3) 住民一人ひとりの状況に配慮した防災対策の推進</p> <p>の3つを、新たに「基本的な考え方」として掲げ、ハード対策、ソフト対策の両面から防災力の強化に取り組むと共に近年の災害や、国の防災基本計画及び福岡県地域防災計画の修正に合わせて必要に応じて修正を行っている。</p> <p>また、令和4年2月の修正では、北九州市防災会議等の防災施策に関する方針決定過程において女性の参画拡大を図る旨の記載を行った。</p>		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
<p>概ね指針どおり</p> <p>一部課題あり</p> <p>課題あり</p>	<p>災害から自らの命を守るため、支援を要すると予想される高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦その他、特に配慮を要する者（要配慮者）を災害から守り、被害を軽減するための対策を図るとともに、要配慮者を取り巻く状況の変化などを踏まえながら、効果的な支援体制の整備を推進している。</p>	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>これまでの計画の修正において、男女双方の視点や子育て家庭などにも配慮した避難所の運営管理に努めていくよう記載してきた。</p> <p>次回の「北九州市避難所運営マニュアル」改定時には、性的マイノリティに考慮した内容を盛り込み、多様な視点に配慮した避難所運営に努めていく。</p>		
⑩令和4年度以降の実施計画		
<p>国の防災基本計画及び福岡県地域防災計画の修正に合わせ、行政、民間、市民から構成される北九州市防災会議において本計画の見直しを行っていく。</p>		

①推進のための取組み		
第3章 2-(1) 行政総体で取り組む「人権文化のまちづくり」		
②施策の方向性		
市民、地域、企業等と北九州市とが連携、協働した取組みの推進		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
北九州市人権問題啓発推進協議会への支援	昭和50年度～	保健福祉局
⑥事業・取組みの内容		
<p>北九州市人権問題啓発推進協議会は、人権問題の解決、人権尊重意識の高揚を図るための啓発活動等を行うことを目的に、市内の企業、市民団体、行政機関などが会員として参加する全市を挙げた組織である。</p> <p>北九州市、北九州市教育委員会等との連携のもと、主に会員を対象にした研修会、講演会、人権啓発推進者養成講座等の開催や、人権啓発研究集会等への会員の研修派遣、人権啓発資料の作成、配布や啓発DVD等の整備、貸出などの事業を行っている。</p>		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>事務局を人権推進センター内に置いて北九州市との連携を図るとともに、人権啓発事業に要する経費の一部を助成している。</p>		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	<p>令和4年3月末日現在での会員数377（うち企業部会274）。企業での人権研修を効果的なものにするための支援の面では長年にわたる実績がある。また、多数の企業が加入していることにより、人権研修に取り組む会員企業の姿勢が、他の会員企業に好影響をもたらしており、人権を軸にした企業のネットワークの形成が「企業市民」への人権文化の浸透に果たす役割は大きい。協議会のこのような活動に市の支援があることで、成果もまた一層大きなものとなっている。</p>	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>事業自体は、会員団体の総意をもとに順調に実施してきており、各団体の人権啓発ならびに、人権啓発推進者の養成に寄与してきている。</p> <p>今後の課題は、新規会員団体の確保であり、北九州市人権問題啓発推進協議会加入の利点を企業内同和問題研修推進委員会関連企業などに呼びかけていく必要がある。</p>		
⑩令和4年度以降の実施計画		
<ul style="list-style-type: none"> ・研修会、講演会、人権啓発推進者養成講座等の開催 ・人権啓発研究集会等への会員企業等従業員の研修派遣 ・人権啓発資料の作成、配布や啓発ビデオ等の整備、貸出 ・人権の約束事運動「ほっとハート北九州」推進協議会への参加登録促進 などの支援 		

2 人権施策を推進するための取組み

(2) 市民参加・市民参画の促進

市民が市政に参加・参画できる機会の確保に努めるとともに、市政に対する関心や信頼を高めるための取組みを推進します。

〈施策の方向性〉

- 事業計画段階から市民参加、市民参画機会の確保
- 「人権文化のまちづくり」に関する効果的な市政情報等の提供
- 市民活動団体と連携、協働する「人権文化のまちづくり」の推進
- 地域における人権を尊重したまちづくり活動への支援

①推進のための取組み			
第3章 2-(2) 市民参加・市民参画の促進			
②施策の方向性			
事業計画段階からの市民参加、市民参画機会の確保			
③事業名	④実施期間	⑤所管局	
タウンミーティング	平成19年度～	広報室	
⑥事業・取組みの内容			
<p>様々な政策課題について、市民と市長が直接対話し、市と市民との協働によるまちづくりを進めることを目的としている。</p> <p>また、市民の市政に対する感心を高め、積極的な参加を促す。</p>			
⑦令和3年度までの実施状況			
	テーマ		参加者計
	タウンミーティング	地域ふれあいトーク	
平成29年度	・世界の環境首都の実現に向けた取り組み ・「環境未来都市北九州市の水への取組み」～世界へ、そして未来へ。ユースがつなぐ上下水の道～	・高齢者が主役になるまちづくり(7回)	1,459人
平成30年度	・大規模国際スポーツ大会等の誘致・開催の推進 ・「東アジア文化都市2020北九州」に向けて	・SDGs 未来都市 北九州市～「真の豊かさ」にあふれ、世界に貢献し、信頼される「グリーン成長都市」へ～(7回)	1,428人
令和元年度	・「中学生と市長、教育長の未来トーク」～新教育プランPRムービー「3日間クラブ」上映会～	・東アジア文化都市2020北九州 ～人をつなぐ。未来をつなぐ。～(7回)	899人
令和2年度	※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止等により中止		—
令和3年度	・2021世界体操・新体操選手権北九州大会100日前イベント ・市民環境力によるゼロカーボンシティの実現に向けて	—	469人
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由			
評価			
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	<p>市民の市政への理解を深め、市政への参加・参画の機会拡大につながった。今後も、各局区等の施策や市政の重要事項などについてタウンミーティングを開催することにより、市政に関する関心や信頼を高めることで、市民と行政との協働を進めていく。</p>		
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し			
<p>市民のまちづくりへの参画や市民の協働を進めるためには、政策決定における情報公開や率直な意見を直接伺うことが重要である。今後も、政策課題等についてタウンミーティングを通じて市民と意見交換を行い、協働によるまちづくりに取り組んでいく。</p>			
⑩令和4年度以降の実施計画			
<p>令和4年度タウンミーティング予定（テーマ未定） オンライン形式も含めて検討中</p>			

①推進のための取組み		
第3章 2-(2) 市民参加・市民参画の促進		
②施策の方向性		
事業計画段階からの市民参加、市民参画機会の確保		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
市民意見提出手続（パブリックコメント制度）	平成16年度～	広報室
⑥事業・取組みの内容		
<p>市民の意見を政策決定過程に反映させるとともに、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることにより、市政について説明責任を果たし、公正で民主的な市政を推進することを目的としている。</p> <p>市が基本的な計画等を立案する過程において、あらかじめその案を公表し、これに対して市民等から提出された意見を考慮して基本的な計画等の決定を行うとともに、提出された意見の概要とこれに対する市の考え方を公表している。</p>		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>平成29年度「(仮称)北九州市自殺対策計画(素案)」他18件 平成30年度「北九州市住生活基本計画(2期)(素案)」他8件 令和元年度「北九州市景観づくりマスタープラン(改定素案)」他20件 令和2年度「北九州市景観計画(変更案)」他16件 令和3年度「魚町三丁目2番地区第一種市街地再開発事業に係る公共事業評価に関する市の対応方針(案)」他13件</p>		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価		
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	市民意見提出手続（パブリックコメント制度）によって、市民のニーズや意見を市政に反映できる機会を広げることができた。	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
当該事業は、市の政策決定過程において市民意見を反映できる機会をつくる有効な手法の一つであるので、今後も更なる制度の活用促進と市民に対しての周知を進めていく。		
⑩令和4年度以降の実施計画		
事業の継続		

①推進のための取組み		
第3章 2-(2) 市民参加・市民参画の促進		
②施策の方向性		
事業計画段階からの市民参加、市民参画機会の確保		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
バリアフリーのまちづくり	平成9年度～	建設局
⑥事業・取組みの内容		
<p>急速な少子高齢化が進展する中で、高齢者や障害者など誰もが安全に快適に活動できるバリアフリーのまちづくりを進めるもの。</p> <p>バリアフリーのまちづくりでは、利用者の視点に立った施設整備が求められており、計画段階より広く市民の意見が反映できる仕組みを構築することが重要となっている。</p>		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>より多くの市民の声を反映しながら、歩道の拡幅や段差解消、さらには視覚障害者用誘導ブロック、公園内の階段手すりの設置など、バリアフリー化整備を重点的に進めている。</p> <p>【具体的な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR小倉駅や黒崎駅等、主要駅周辺の主要経路や特定道路のバリアフリー化 ・総合病院や福祉施設等の周辺道路のバリアフリー化 ・市民センター等、住宅地域のバリアフリー化 ・公園のバリアフリー化 		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評価	<p>バリアフリー化にあたっては、市内の障害者団体や市民ボランティア、さらには福祉の専門家などと、定期的な意見交換会の開催や現地でのバリアフリー点検を通じて、利用者の声を施設整備に反映する仕組みを構築してきた。</p> <p>この仕組みにおいて、様々な視点から要望・意見をいただくことにより、時々刻々と変化する利用者ニーズに対応し、あらゆる人が利用しやすい施設整備が進んでいく。さらには、地元住民や障害者団体、警察などと協働で事業を行うことにより、バリアフリーへの関心や意識の向上を図ることができ、まちづくりや自分自身の問題としてとらえる思いやりの意識を高めていくものになると考える。</p>	
概ね指針どおり		
一部課題あり		
課題あり		
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>バリアフリーのハード整備とあわせて、今後はバリアフリーの取り組みの周知など、ソフト的な施策の充実を図ることが重要。</p>		
⑩令和4年度以降の実施計画		
<ul style="list-style-type: none"> ・市内の主要駅と公共施設や総合病院などを結ぶ主要な道路を主要経路または特定道路と定めて、歩道の新設や拡幅、段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置などのバリアフリー化を進める。 ※主要経路：平均利用者が三千人以上である鉄道駅の周辺道路 特定道路：平均利用者が五千人以上である鉄道駅の周辺道路 ・多くの歩行者に利用されている箇所において、歩道の新設や拡幅、バリアフリー化に取り組む。 		

①推進のための取組み												
第3章 2-(2) 市民参加・市民参画の促進												
②施策の方向性												
事業計画段階からの市民参加、市民参画機会の確保												
③事業名	④実施期間	⑤所管局										
地域に役立つ公園づくり事業	平成20年度～	建設局										
⑥事業・取組みの内容												
<p>小学校区単位で開催するワークショップで、既存の身近な公園の再整備計画案づくりを行う。 校区内にある複数の老朽化した公園が対象。ワークショップは、まちづくり協議会等の地元組織と協働で開催する。計画段階から地域住民が参加することで、公園への愛着を高め、地域活動など公園利用の活性化につなげる。 計画策定後は、翌年から概ね2～3ヵ年で工事を行う。</p>												
⑦令和3年度までの実施状況												
<p>ワークショップによる計画策定の実績 平成20年度から令和3年度までに41校区完了</p>												
<p>【内訳】 (単位:校区)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>			H29	H30	R1	R2	R3	2	2	2	2	2
H29	H30	R1	R2	R3								
2	2	2	2	2								
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由												
<p>評 価</p>	<p>ワークショップは、小学校区をひとつの単位として、まちづくり協議会等の地元組織と協働で開催した。校区内にある複数の老朽化した身近な公園について、参加者が意見交換を行いながら協働で再整備計画案づくりを行った。計画段階から参加することで、住民が公園をより身近に感じ、公園利用の更なる活性化に役立っている。 課題としては、ワークショップ参加者の年齢層に偏りが見られることがある。 そこで、地元においては、まちづくり協議会を通して小学校PTAなどへの積極的な声かけを行っていただいている。また市では、ワークショップ開催期間中に、活動状況報告を兼ねた「かわら版」を作成して全戸配布を実施し参加者増を図ったほか、小学校の協力の下、児童アンケートを実施し、公園の利用状況や遊具の希望等について子どもたちの意見の聞取りを行っている。 これらにより、さまざまな立場の住民の意見やニーズを、幅広く聞取るよう努めている。</p>											
<p>概ね指針どおり</p> <p>一部課題あり</p> <p>課題あり</p>												
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し												
<p>ワークショップは、1校区あたり全5回程度開催しているが、限られた機会および予算の中で、さまざまな立場や年齢層の住民の意見を集約し、どのように再整備計画に反映していくかが今後の課題である。</p>												
⑩令和4年度以降の実施計画												
2校区でワークショップ実施予定（箇所未定）												

①推進のための取組み												
第3章 2-(2) 市民参加・市民参画の促進												
②施策の方向性												
「人権文化のまちづくり」に関する効果的な市政情報等の提供												
③事業名	④実施期間	⑤所管局										
人権の約束事運動の推進	平成18年度～	保健福祉局										
⑥事業・取組みの内容												
<p>人権の約束事運動とは、人権に関する身近なテーマを市民相互の約束事として掲げ守り合う、「人権文化のまちづくり」へ向けた本市独自の市民運動であり、約束事を通して、市民一人ひとりが人権を身近なものとして関心を持つとともに、「人権を尊重する」という行動の輪を広げることを目的としている。</p> <p>平成19年に、「人権の約束事運動」の愛称と市民から公募した当該事業のベースとなる25の約束事を決定し、平成20年に推進母体となる推進協議会を立ち上げ、平成21年より参加登録を開始した。当初は人権関連団体や福祉団体などを中心に参加登録を広げ、令和3年度末には累計で1,742団体となり、約束事運動が実践されている。</p> <p>なお、参加登録状況は、公式ホームページに随時掲載しており、運動の広がりを確認できる。また、啓発推進のために、PRグッズの作成や、ニューズレターの発行、マスコットキャラクター（モモマルくん）を活用したPR活動等を行っている。特に「モモマルくん」のPR効果は大きく、各種広報媒体への起用や、平成23年度に作成した着ぐるみによる市内全域のイベント等への出演により、市民運動としての認知度を上げることに貢献している。</p>												
⑦令和3年度までの実施状況												
<p>【登録数】 (単位:団体)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,512</td> <td>1,610</td> <td>1,665</td> <td>1,672</td> <td>1,742</td> </tr> </tbody> </table>			H29	H30	R1	R2	R3	1,512	1,610	1,665	1,672	1,742
H29	H30	R1	R2	R3								
1,512	1,610	1,665	1,672	1,742								
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由												
評価	<p>「人権文化のまちづくり」に向けた市独自の市民運動であり、まず、当該事業へ参加登録することが、人権について考えるきっかけとなる。登録後も、グッズやパンフレット配布などにより、登録した約束事を守るとともに、運動の広がりに協力いただくよう呼びかけ、人権について意識する機会を継続的に提供する仕組みとなっており、運動の拡大が図れている。</p>											
概ね指針どおり												
一部課題あり												
課題あり												
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し												
<p>市民センターを核とした地域（まちづくり協議会他）での人権の約束事運動の広がりや、約束事運動を基盤とした市民センターや地域交流センターと連携した取組みの拡大が課題となる。また、教育機関、企業及び市民センターのクラブなどへの参加登録依頼を継続して行い、市民運動としての更なる広がりを図りたい。</p>												
⑩令和4年度以降の実施計画												
<ul style="list-style-type: none"> ・地域（まちづくり協議会他）や市民センターのクラブの登録促進 ・市民センターと地域交流センターなどを約束事運動の拠点施設としての“見える化”を図る。（ポスターや幟の掲示など） ・約束事運動の積極的取組みを行っている団体の取組事例の紹介 ・モモマルくんを活用した約束事運動の周知及び会員数の拡大 												

①推進のための取組み			
第3章 2-(2) 市民参加・市民参画の促進			
②施策の方向性			
市民活動団体と連携、協働する「人権文化のまちづくり」の推進			
③事業名		④実施期間	⑤所管局
人権の約束事運動の推進（再掲）	第3章 2-(3)	平成18年度～	保健福祉局
⑥事業・取組みの内容			
<p>人権の約束事運動とは、人権に関する身近なテーマを市民相互の約束事として掲げ守り合う、「人権文化のまちづくり」へ向けた本市独自の市民運動であり、約束事を通して、市民一人ひとりが人権を身近なものとして関心を持つとともに、「人権を尊重する」という行動の輪を広げることを目的としている。</p>			
⑦令和3年度までの実施状況			
<p>平成19年に、「人権の約束事運動」の愛称と市民から公募した当該事業のベースとなる25の約束事を決定し、平成20年に推進母体となる推進協議会を立ち上げ、平成21年より参加登録を開始した。当初は人権関連団体や福祉団体などを中心に参加登録を広げ、令和3年度末には累計で1,742団体となり、約束事運動が実践されている。</p> <p>なお、参加登録状況は、公式ホームページに随時掲載しており、運動の広がりを確認できる。</p> <p>また、啓発推進のために、PRグッズの作成や、ニューズレターの発行、マスコットキャラクター（モモマルくん）を活用したPR活動等を行っている。特に「モモマルくん」のPR効果は大きく、各種広報媒体への起用や、平成23年度に作成した着ぐるみによる市内全域のイベント等への出演により、市民運動としての認知度を上げることに貢献している。</p>			
【登録数】		（単位:団体）	
H29	H30	R1	R2
1,512	1,610	1,665	1,672
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由			
評価			
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	<p>「人権文化のまちづくり」に向けた市独自の市民運動であり、まず、当該事業へ参加登録することが、人権について考えるきっかけとなる。登録後も、グッズやパンフレット配布などにより、登録した約束事を守るとともに、運動の広がりに協力いただくよう呼びかけ、人権について意識する機会を継続的に提供する仕組みとなっており、運動の拡大が図れている。</p>		
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し			
<p>市民センターを核とした地域（まちづくり協議会他）での人権の約束事運動の広がりや、約束事運動を基盤とした市民センターや地域交流センターと連携した取組みの拡大が課題となる。また、教育機関、企業及び市民センターのクラブなどへの参加登録依頼を継続して行い、市民運動としての更なる広がりを図りたい。</p>			
⑩令和4年度以降の実施計画			
<ul style="list-style-type: none"> ・地域（まちづくり協議会他）や市民センターのクラブの登録促進 ・市民センターと地域交流センターなどを約束事運動の拠点施設としての“見える化”を図る。（ポスターや幟の掲示など） ・約束事運動の積極的取組みを行っている団体の取組事例の紹介 ・モモマルくんを活用した約束事運動の周知及び会員数の拡大 			

①推進のための取組み		
第3章 2-(2) 市民参加・市民参画の促進		
②施策の方向性		
市民活動団体と連携、協働する「人権文化のまちづくり」の推進		
③事業名	④実施期間	⑤所管局
E S D推進事業	平成18年度～	環境局
⑥事業・取組みの内容		
<p>E S D（持続可能な開発のための教育）とは、持続可能な社会の実現を目指し、一人ひとりが世界、将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識し、より良い社会づくりに参画するための教育である。人権問題は、その中の大きなテーマかつ課題の一つである。具体的には、E S D活動を通じて世界の人々との繋がりを意識しながら、男女の格差、貧困問題、障害者との関わり方など、あらゆる人権について考える場となっている。</p> <p>本市は、SDG s未来都市として、その基盤となる「持続可能な社会」の構築を図るため、市民、N P O、学校、企業、行政等からなる「北九州E S D協議会」を中心としてE S Dを推進している。当協議会は、国連大学から認定された九州初の「E S D推進拠点（R C E）」で、市民団体や大学をはじめ、環境活動や多文化共生等を行う85団体（令和4年3月現在）が会員となり、各専門分野を活かした活動やパートナーシップによる取組を進めている。</p>		
⑦令和3年度までの実施状況		
<p>○普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動者の意欲向上と優れた活動の発掘・普及を目的とし、北九州E S D協議会、北九州SDG sクラブとの協働により「2021北九州SDG s未来都市アワード」を実施した。市内を中心にSDG s・E S D活動に取り組む団体等13団体（応募数52団体）を表彰した。 E S D協議会のプロジェクトや会員の活動報告会を対面とオンラインで実施した。 イベント「E S Dツキイチの集い」は、オンラインを含め4回（参加者約100名）実施した。 <p>○人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化交流等を通じた若者の育成のため、韓国R C Eスタディーツアーをオンラインにて実施した。 あらゆる世代の人たちの学びの機会となる出前講座を市民センター等で17回（受講者約430名）実施した。 <p>○アクションプラン策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 「北九州E S Dアクションプラン2021～2025」を6月に策定し、新たなチーム体制で活動を展開した。 		
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由		
評 価		
<p>概ね指針どおり</p> <p>一部課題あり</p> <p>課題あり</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、様々なイベントや対面での会議等の中止で、当初の予定の事業が実施できないことが多々あった。そのような中でも、オンラインでの会議や講演会を積極的に行うなど、新たな方法での事業を実施した。</p>	
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し		
<p>令和4年度も新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を継続しつつ、更なる新しい方法での事業の実施に取り組み、引き続き様々なステークホルダーとの協働によるE S D活動の推進を図る。</p>		
⑩令和4年度以降の実施計画		
<ul style="list-style-type: none"> 北九州SDG s未来都市アワードの実施により、地域の優れた取組の発信と一層の活動活性化を図る。 ユースによる講座を市民センターや中学・高等学校等で実施する。 子どもたちを対象に、自然の中での体験を通して環境について学ぶイベント等を実施する。 等 		

①推進のための取組み					
第3章 2-(2) 市民参加・市民参画の促進					
②施策の方向性					
市民活動団体と連携、協働する「人権文化のまちづくり」の推進					
③事業名	④実施期間	⑤所管局			
自助グループ（セルフヘルプ・グループ）の支援	平成11年度～	保健福祉局			
⑥事業・取組みの内容					
<p>自助グループ（セルフヘルプ・グループ）とは、同じ悩みや問題を抱える人が集うことにより、互いに悩みをわかち合い、わかりあえるという体験を通して、問題からの回復や悩みに対処する力を得るものである。周囲の人に対し、当事者が抱える依存症や精神障害といった問題への理解を求めるとを旨とする活動を行うグループもある。</p> <p>そこで、市民活動としての自助グループの活動を支援するとともに、市民に対し、自助グループの重要性と問題への理解を求めるとの啓発を行う。</p> <p>(1)セルフヘルプ・フォーラムの開催 市民に対し、自助グループの重要性と問題について啓発するとともに、自助グループに関する情報提供と自助グループとの出会いの場を提供することを目的に、体験発表・講演・モデルミーティング等を行う。</p> <p>(2)北九州セルフハート会議 北九州市を中心に活動する自助グループのネットワーク会議として開催。セルフヘルプ・フォーラムの実行委員会としての役割も果たす。また、毎年、各グループの情報をまとめた情報誌を作成し、市民へ配布している。</p>					
⑦令和3年度までの実施状況					
(1)セルフヘルプ・フォーラム（平成11年度より年1回開催）					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 ※	令和3年度
開催日	11月3日(木・祝)	11月3日(土・祝)	11月4日(月・祝)	-	11月3日(水・祝)
参加人数	約210名	約220名	約190名	-	87名
※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため中止					
(2)北九州セルフハート会議（平成11年度より開催）毎月第4月曜日19:00～					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
回数	11回	10回	10回	7回	7回
参加人数	延202名	延167名	延124名	延91名	延80名
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由					
評価	<p>概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり</p> <p>北九州セルフハート会議の活動を通して、市民活動としての自助グループの活動を支援し、さらにセルフヘルプ・フォーラムを開催することで、その情報や重要性を市民に情報提供することができた。また、各グループのメンバーが抱える悩み（障害・病気等）や問題について、同じような悩みを持つ市民と各グループとの出会いの場を提供する機会となっている。</p>				
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し					
参加者や参加グループが固定化される傾向があるため、一般市民や新たなグループの参加が増えるよう広報する必要がある。					
⑩令和4年度以降の実施計画					
(1)セルフヘルプ・フォーラム 継続実施予定					
(2)北九州セルフハート会議 毎月1回開催					

①推進のための取組み												
第3章 2-(2) 市民参加・市民参画の促進												
②施策の方向性												
地域における人権を尊重したまちづくり活動への支援												
③事業名	④実施期間	⑤所管局										
人権の約束事運動推進活動支援事業	平成21年度～	保健福祉局										
⑥事業・取組みの内容												
<p>「人権文化のまちづくり」に向けた実践活動の一つである人権の約束事運動を推進するための活動への支援（補助金交付）を行うことにより、人権啓発事業における市民参加と同運動の一層の推進を図ることを目的としている。</p>												
⑦令和3年度までの実施状況												
<p>補助金申請資格者は人権の約束事運動の参加登録団体であり、対象となる活動は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権の約束事運動の周知または参加登録の促進につながると認められる活動 ・人権文化のまちづくりを進めるイベントであって、その中において人権の約束事運動の周知または参加登録の促進につながると認められる活動が行われるもの ・登録した人権の約束事運動の実践のための活動 <p style="text-align: center;">【補助金交付団体数】 （単位：団体）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">13</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> </tbody> </table>			H29	H30	R1	R2	R3	13	11	11	6	7
H29	H30	R1	R2	R3								
13	11	11	6	7								
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由												
評 価												
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	<p>制度開始から10年以上が経過し、80団体（延べ139団体）が補助金を活用して、人権文化のまちづくりに向けた事業を実施し、登録団体の拡大にもつながった。実施事業における人権テーマは、同和問題（部落差別）、障がいのある人、外国人、女性、子ども等、多岐に亘っている。</p>											
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し												
<p>この支援事業を実施することで、登録団体も増加している。人権の約束事運動の更なる広がりを目指して、今後も参加登録団体に対して事業の周知を行い、当該補助金の活用を通して登録団体の拡大を目指す。また、平成30年度から、事業の内容について、より効果的な事業が採択される仕組みづくりを行った。</p>												
⑩令和4年度以降の実施計画												
<p>今後も、人権文化のまちづくりに資する事業、人権の約束事運動の周知、参加登録の促進、波及につながる活動を支援していく。</p>												

①推進のための取組み								
第3章 2-(2) 市民参加・市民参画の促進								
②施策の方向性								
地域における人権を尊重したまちづくり活動への支援								
③事業名	④実施期間	⑤所管局						
ボランティア活動促進事業	平成元年度～	保健福祉局						
⑥事業・取組みの内容								
<p>ボランティア活動に対する地域住民の理解を高め、より多くの人が身近なところでボランティア活動に参加できるよう、各区にボランティア・市民活動センターを開設し、市内のボランティア活動の活性化や、ニーズに対応したコーディネート、さらにボランティアに関する研修、啓発、活動支援へ取り組む。</p>								
⑦令和3年度までの実施状況								
<p>各区ボランティア・市民活動センターにコーディネーターを配置し、主に福祉分野を対象にしたボランティアのコーディネートのほか、各区の特徴・実態に合ったボランティア・NPO各団体等の活動支援を行った。</p>								
【令和3年度実績】								
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>ボランティア登録団体</td> <td>537団体</td> </tr> <tr> <td>ボランティア登録人数</td> <td>17,075人</td> </tr> <tr> <td>ボランティア活動に関する相談件数</td> <td>25,089件</td> </tr> </table>			ボランティア登録団体	537団体	ボランティア登録人数	17,075人	ボランティア活動に関する相談件数	25,089件
ボランティア登録団体	537団体							
ボランティア登録人数	17,075人							
ボランティア活動に関する相談件数	25,089件							
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由								
評 価								
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	<p>ボランティア・市民活動者を養成する研修及び実際の活動に携わる際のオリエンテーションにおいて、その活動が人権を尊重したものになるよう配慮し指導を行っている。</p>							
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し								
<p>住民主体の助け合い活動を活性化し地域課題の解決を支援するため、ボランティアコーディネーターが積極的にコミュニティワークに取り組む環境を整備する。さらに、中間支援組織など関係機関・団体と連携し、幅広い市民に活動の機会を提供することで活動の担い手の育成を図り、誰もが住み慣れた地域でいつまでも暮らせるよう地域の生活支援力の向上を図る。</p>								
⑩令和4年度以降の実施計画								
<p>各区ボランティアセンターにおける、ボランティアコーディネート、研修、啓発活動、相談支援、情報提供等</p>								

①推進のための取組み																						
第3章 2-(2) 市民参加・市民参画の促進																						
②施策の方向性																						
地域における人権を尊重したまちづくり活動への支援																						
③事業名	④実施期間	⑤所管局																				
人権文化のまちづくり活動等事業補助	平成19年度～	保健福祉局																				
⑥事業・取組みの内容																						
<p>人権問題解決のために自主的な活動を行っている団体等が、人権文化のまちづくりに資する事業を実施する場合に補助金を交付する。</p>																						
⑦令和3年度までの実施状況																						
<p>地域において、学習会・研修会を開催したり相談事業や指導者の育成等を行う団体へ助成を行った。</p> <p>・地域における団体の活動状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>学習会・研修会</th> <th>指導者の育成 (研究大会等への派遣)</th> <th>相談事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部落解放同盟</td> <td>50回 延べ739名</td> <td>3会場 延べ134名</td> <td>668件</td> </tr> <tr> <td>全日本同和会</td> <td>62回 延べ1,112名</td> <td>5会場 延べ54名</td> <td>199件</td> </tr> <tr> <td>地域人権運動協議会</td> <td></td> <td>1会場 延べ47名</td> <td>33件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>112回 延べ1,851名</td> <td>9会場 延べ235名</td> <td>900件</td> </tr> </tbody> </table>			実施主体	学習会・研修会	指導者の育成 (研究大会等への派遣)	相談事業	部落解放同盟	50回 延べ739名	3会場 延べ134名	668件	全日本同和会	62回 延べ1,112名	5会場 延べ54名	199件	地域人権運動協議会		1会場 延べ47名	33件	合計	112回 延べ1,851名	9会場 延べ235名	900件
実施主体	学習会・研修会	指導者の育成 (研究大会等への派遣)	相談事業																			
部落解放同盟	50回 延べ739名	3会場 延べ134名	668件																			
全日本同和会	62回 延べ1,112名	5会場 延べ54名	199件																			
地域人権運動協議会		1会場 延べ47名	33件																			
合計	112回 延べ1,851名	9会場 延べ235名	900件																			
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由																						
<p>評価</p> <p>概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり</p>	<p>「人権文化のまちづくり」は市民、行政が一体となって取り組んでいく必要があり、人権課題解決のために自主的な活動を行う団体が行う人権文化のまちづくりに資する事業に助成することは目的達成に資するものと考えている。</p>																					
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し																						
継続的な取組が必要。																						
⑩令和4年度以降の実施計画																						
引き続き自主的な活動を行っている団体を助成することにより、人権文化のまちづくりに資する。																						

①推進のための取組み																	
第3章 2-(2) 市民参加・市民参画の促進																	
②施策の方向性																	
地域における人権を尊重したまちづくり活動への支援																	
③事業名	④実施期間	⑤所管局															
地域総括補助金	平成16年度～	市民文化スポーツ局															
⑥事業・取組みの内容																	
<p>地域が一体となった、住民主体の地域づくり・まちづくりを促進するため、市各部局が事業ごとに地域団体に交付していた補助金を可能な限り一本化し、まちづくり協議会に交付する。</p>																	
⑦令和3年度までの実施状況																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【導入件数】</th> <th colspan="3">(単位:団体)</th> </tr> <tr> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>133</td> <td>133</td> <td>133</td> <td>134</td> <td>136</td> </tr> </tbody> </table>			【導入件数】		(単位:団体)			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	133	133	133	134	136
【導入件数】		(単位:団体)															
平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度													
133	133	133	134	136													
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由																	
評価	<p>概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり</p> <p>既存の補助金を一本化したことにより、各団体の活動や補助金を知ることができ、各団体間での共通認識や相互の理解が深まった。 また、団体間の連絡協議が行われるようになり、各団体が連携して地域課題へ取り組むようになった。</p>																
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し																	
<p>「体制が整わない」等の理由で、補助金の導入を見送る協議会もあるので、引き続き事業の趣旨や事務等の説明を行う。</p>																	
⑩令和4年度以降の実施計画																	
<p>全まちづくり協議会（137団体）への導入を目指す。</p>																	

①推進のための取組み						
第3章 2-(2) 市民参加・市民参画の促進						
②施策の方向性						
地域における人権を尊重したまちづくり活動への支援						
③事業名	④実施期間	⑤所管局				
NPO・市民活動促進事業	平成13年度～	市民文化スポーツ局				
⑥事業・取組みの内容						
<p>市民活動サポートセンターを拠点に、NPO・市民活動や協働等に関する相談・助言、情報提供、講演会の開催などの各種支援を実施し、NPO・市民活動団体の活性化及び活動参加のきっかけづくりを支援するとともに、活動の場や交流機会の提供を行い、団体間のネットワークづくりを促す。</p>						
⑦令和3年度までの実施状況						
<p>次の事業を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動サポートセンターの運営（NPO・市民活動の相談・助言） ・活動情報の提供（広報誌年4回、メールマガジン月1回発行） ・専門講座（令和3年度：11回）、啓発講演会（令和3年度：1回）の開催 ・NPO、市民活動に関する職員研修・セミナーの開催 ・NPO税務相談（月1回程度）、NPO法人認証相談（随時）の実施 ・団体間の交流の機会の提供（NPO活動発表会10回開催） 						
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由						
<table border="1"> <tr> <th>評 価</th> </tr> <tr> <td>概ね指針どおり</td> </tr> <tr> <td>一部課題あり</td> </tr> <tr> <td>課題あり</td> </tr> </table>	評 価	概ね指針どおり	一部課題あり	課題あり	<p>人権に関する活動を行うNPO等に対する相談・助言等、側面的支援が実施できた。</p>	
評 価						
概ね指針どおり						
一部課題あり						
課題あり						
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し						
<p>継続して事業を実施する。</p>						
⑩令和4年度以降の実施計画						
<p>NPO法人及び市民活動団体の立ち上げ支援や、立ち上げ初期のNPO法人に対する側面支援・育成等、市民活動サポートセンターを拠点として、市民活動を促進する講座の実施や情報提供の充実を図る。</p>						

2 人権施策を推進するための取組み

(3) 「人権の約束事運動」の推進

誰もが生きる喜びを実感し、平和で心豊かに暮らすことができる社会を築くため、市民一人ひとりが日常生活の中で人権を尊重し、行動として現せるようなまちを目指し、人権に関する身近なテーマを市民相互の約束事として守り合う「人権の約束事運動」を市民とともに推進します。

〈施策の方向性〉

- 「人権の約束事運動『ほっとハート北九州』推進協議会」と協働した「人権の約束事運動」の推進
- 「人権の約束事運動」への参加促進および内容の充実

①推進のための取組み			
第3章 2-(3) 「人権の約束事運動」の推進			
②施策の方向性			
「人権の約束事運動『ほっとハート北九州』推進協議会」と協働した「人権の約束事運動」の推進			
③事業名		④実施期間	⑤所管局
人権の約束事運動の推進（再掲）	第3章 2-(2)	平成18年度～	保健福祉局
⑥事業・取組みの内容			
<p>人権の約束事運動とは、人権に関する身近なテーマを市民相互の約束事として掲げ守り合う、「人権文化のまちづくり」へ向けた本市独自の市民運動であり、約束事を通して、市民一人ひとりが人権を身近なものとして関心を持つとともに、「人権を尊重する」という行動の輪を広げることを目的としている。</p>			
⑦令和3年度までの実施状況			
<p>平成19年に、「人権の約束事運動」の愛称と市民から公募した当該事業のベースとなる25の約束事を決定し、平成20年に推進母体となる推進協議会を立ち上げ、平成21年より参加登録を開始した。当初は人権関連団体や福祉団体などを中心に参加登録を広げ、令和3年度末には累計で1,742団体となり、約束事運動が実践されている。</p> <p>なお、参加登録状況は、公式ホームページに随時掲載しており、運動の広がりを確認できる。</p> <p>また、啓発推進のために、PRグッズの作成や、ニューズレターの発行、マスコットキャラクター（モモマルくん）を活用したPR活動等を行っている。特に「モモマルくん」のPR効果は大きく、各種広報媒体への起用や、平成23年度に作成した着ぐるみによる市内全域のイベント等への出演により、市民運動としての認知度を上げることに貢献している。</p>			
【登録数】		（単位：団体）	
H29	H30	R1	R2
1,512	1,610	1,665	1,672
R3			
1,742			
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由			
評価			
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	<p>「人権文化のまちづくり」に向けた市独自の市民運動であり、まず、当該事業へ参加登録することが、人権について考えるきっかけとなる。登録後も、グッズやパンフレット配布などにより、登録した約束事を守るとともに、運動の広がりに協力いただくよう呼びかけ、人権について意識する機会を継続的に提供する仕組みとなっており、運動の拡大が図れている。</p>		
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し			
<p>市民センターを核とした地域（まちづくり協議会他）での人権の約束事運動の広がりや、約束事運動を基盤とした市民センターや地域交流センターと連携した取組みの拡大が課題となる。また、教育機関、企業及び市民センターのクラブなどへの参加登録依頼を継続して行い、市民運動としての更なる広がりを図りたい。</p>			
⑩令和4年度以降の実施計画			
<ul style="list-style-type: none"> ・地域（まちづくり協議会他）や市民センターのクラブの登録促進 ・市民センターと地域交流センターなどを約束事運動の拠点施設としての“見える化”を図る。（ポスターや幟の掲示など） ・約束事運動の積極的取組みを行っている団体の取組事例の紹介 ・モモマルくんを活用した約束事運動の周知及び会員数の拡大 			

①推進のための取組み			
第3章 2-(3) 「人権の約束事運動」の推進			
②施策の方向性			
「人権の約束事運動」への参加促進および内容の充実			
③事業名		④実施期間	⑤所管局
人権の約束事運動の推進（再掲）	第3章 2-(2)	平成18年度～	保健福祉局
⑥事業・取組みの内容			
<p>人権の約束事運動とは、人権に関する身近なテーマを市民相互の約束事として掲げ守り合う、「人権文化のまちづくり」へ向けた本市独自の市民運動であり、約束事を通して、市民一人ひとりが人権を身近なものとして関心を持つとともに、「人権を尊重する」という行動の輪を広げることを目的としている。</p>			
⑦令和3年度までの実施状況			
<p>平成19年に、「人権の約束事運動」の愛称と市民から公募した当該事業のベースとなる25の約束事を決定し、平成20年に推進母体となる推進協議会を立ち上げ、平成21年より参加登録を開始した。当初は人権関連団体や福祉団体などを中心に参加登録を広げ、令和3年度末には累計で1,742団体となり、約束事運動が実践されている。</p> <p>なお、参加登録状況は、公式ホームページに随時掲載しており、運動の広がりを確認できる。 また、啓発推進のために、PRグッズの作成や、ニューズレターの発行、マスコットキャラクター（モモマルくん）を活用したPR活動等を行っている。特に「モモマルくん」のPR効果は大きく、各種広報媒体への起用や、平成23年度に作成した着ぐるみによる市内全域のイベント等への出演により、市民運動としての認知度を上げることに貢献している。</p>			
【登録数】		（単位：団体）	
H29	H30	R1	R2
1,512	1,610	1,665	1,672
⑧令和3年度までの実施状況について「人権行政指針」の観点からの評価とその理由			
評価			
概ね指針どおり 一部課題あり 課題あり	<p>「人権文化のまちづくり」に向けた市独自の市民運動であり、まず、当該事業へ参加登録することが、人権について考えるきっかけとなる。登録後も、グッズやパンフレット配布などにより、登録した約束事を守るとともに、運動の広がりに協力いただくよう呼びかけ、人権について意識する機会を継続的に提供する仕組みとなっており、運動の拡大が図れている。</p>		
⑨評価結果を踏まえた課題と見直し			
<p>市民センターを核とした地域（まちづくり協議会他）での人権の約束事運動の広がりや、約束事運動を基盤とした市民センターや地域交流センターと連携した取組みの拡大が課題となる。また、教育機関、企業及び市民センターのクラブなどへの参加登録依頼を継続して行い、市民運動としての更なる広がりを図りたい。</p>			
⑩令和4年度以降の実施計画			
<ul style="list-style-type: none"> ・地域（まちづくり協議会他）や市民センターのクラブの登録促進 ・市民センターと地域交流センターなどを約束事運動の拠点施設としての“見える化”を図る。（ポスターや幟の掲示など） ・約束事運動の積極的取組みを行っている団体の取組事例の紹介 ・モモマルくんを活用した約束事運動の周知及び会員数の拡大 			